

政令第二百十四号

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行期日を定める政令

内閣は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行期日は、平成二十一年九月一日とする。